第四十九条の二十九第一項第一号イを次のように改める。

イ　基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式又は直交周波数分割多重方式、時分割多重方式と空間分割多重方式を組み合わせた多重方式、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又は直交周波数分割多元接続方式、時分割多元接続方式と空間分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。

第四十九条の二十九第一項第一号ハ中「又は陸上移動中継局の通話チャネルから他の基地局」を「、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）の通話チャネルから他の基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継を行うものに限る。）」に改め、同条第三項中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

一　送信装置の空中線電力は、〇・二ワット以下であること。

二　送信空中線の絶対利得は、四デシベル以下であること。

三　再生中継方式による中継を行うものにあつては、搬送波を送信していないときの送信装置の漏えい電力は送信帯域の周波数帯で空中線端子において（一）三〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四　他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号注23中「注31(9)」を「注31(8)」に改め、同表注31⑽中「(7)及び(9)」を「(6)及び(8)」に改め、同注31⑷中「(12)及び(14)」を「(11)及び(13)」に改め、同注31⑸中「(10)」を「(8)」に改め、同注31⑺イ中「911.46マイクロ秒の自然数倍又は911.46マイクロ秒の自然数倍に1.070マイクロ秒を加えた値」を「911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

別表第二号第51の2中「911.46マイクロ秒の自然数倍又は911.46マイクロ秒の自然数倍に1.070マイクロ秒を加えた値」を「911.44マイクロ秒、963.52マイクロ秒、1,015.6マイクロ秒又は1,067マイクロ秒の自然数倍の値」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

総務大臣　原口　一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十一号及び第五十四号中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加える。

別表第一号一(3)アの表中

備設線無の号九十四第項一第条二第	○	○	○	○	○						○

を

備設線無の号九十四第項一第条二第	○	○	○	○	○						17注○

に、

備設線無の号三十五第項一第条二第	○	○	○	○	○						○

を

備設線無の号三十五第項一第条二第	○	○	○	○	○						17注○

に改め、同表注17を次のように改め、同表注17を次のよう